

## JA広島中央 JAポイントサービス会員規約(利用規約)

本規約は、お客様（以下、「ポイント会員」といいます。）と広島中央農業協同組合（以下、「当JA」といいます。）との間で、当JAがポイント会員の利用内容や取引内容に応じて、優遇特典及びJAポイントを当JA所定の基準に応じて提供するJAポイントサービスに関する取扱を定めたものです。

JAポイントサービスへの申し込みにあたっては下記条項のほか、別途当JAが定める各関連規定等が適用されることに同意したものとします。

### 第1条 会員資格

ポイント会員は、JAポイントサービス申込書により当JAに申し込み、当JAが承認し会員カード（JA広島中央 MEMBERS CARD）を交付した個人の方（18歳以上）および法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）とします。

### 第2条 会員番号

JAポイントサービスでは、会員カード（JA広島中央 MEMBERS CARD）に記載したポイントIDをJAポイントサービスの会員番号とします。

### 第3条 入会金・会費

当JAのポイントサービスの入会金・会費は無料とします。

### 第4条 会員特典

1. ポイント会員は、当JA所定の会員特典を受けることができます。
2. 会員特典の内容は当JAが任意に変更できるものとし、それらの変更は当JA所定のホームページ掲載、店頭掲示、郵送、電子メールによる通知のいずれかの方法により告知します。

### 第5条 JAポイント

1. ポイントは、ポイント会員の取引内容をJA所定の換算基準、換算周期でポイントに換算し、付与します。なお、詳細は当JAが定める付与基準表のとおりとします。
2. ポイントは、当JAがJAポイントサービスのポイント付与対象として定めたメニューのうち、ポイント会員が当JA所定の書面で申し込んだお客様コードおよびポイントIDに基づき集計します。ただし、一部の店舗や取引、カード提示が無い場合については、ポイント集計の対象外となる場合があります。
3. ポイントは、当JA所定の方法により当JA所定のポイント還元を利用することができます。ただし、当JA所定の条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。
4. 当JA所定のポイント換算基準と換算周期、ポイントの付与対象となるメニュー及び利用条件、ポイントを利用することができない当JA所定の条件は、当JAで任意に変更できるものとし、それらの変更は当JA所定のホームページ掲載、店頭掲示、郵送による通知、郵送による通知、電子メールによる通知のいずれかの方法により告知します。
5. ポイントの換算はJAポイントサービス入会以降の取引が対象となります。
6. ポイントの利用内容に応じて、届出のあった氏名、住所に宛てて当JAがギフト商品等を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
7. ポイントの有効期限は、当該ポイントの取引日から起算して2年を経過した最初の3月31日とします。
8. ポイントの利用を取消すことはできないものとします。

## 第6条 個人情報の交換利用・提供について

ポイント会員は以下の1、2、3について同意が必要です。

1. 当J Aとポイントサービス運営にかかる下記の委託先が、ポイント会員の下記個人情報を、保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

### 【委託先】

委託先名称：全国農業協同組合中央会（J Aグループ代表組織）、広島県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会広島県本部、全国共済農業協同組合連合会広島県本部、  
（株）広島県農協情報センター

住所：〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1 J Aビル（J Aグループ代表組織所在地）

### 【目的】

- ① 当J Aが委託先と連携して行うJ Aポイントサービスの運営や研究、開発
- ② 当J Aが取り扱う経済・信用・共済等の各事業、並びに各事業に付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発
- ③ 当J Aが発行する会員カードの発行業務およびその発行可否の判断
- ④ 上記②記載の商品やサービス等の提供に際して、当J Aが行う判断、各種リスクの把握および管理

### 【情報範囲】

ポイント会員の氏名、生年月日、住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報、金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当J Aおよび委託先がそれぞれに保有する情報

2. 当J Aは、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができます。
3. 当J Aは、本規約にもとづくJ Aポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

## 第7条 届出事項の変更等

1. ポイント会員は、氏名、住所、電話番号、印章、利用口座その他の届出事項に変更がある場合は、J A所定の方法により直ちにJ Aに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。
2. 届出のあった住所あてに当J Aが通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。

## 第8条 会員カードの紛失・盗難・破損および再発行

1. 会員カードを紛失・盗難された場合は、ただちに当J A取引店舗あてご連絡ください。また、会員カードを紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当J A所定の書面によりお手続きください。
2. 前項により会員カードを再発行される場合、ポイント会員は当J A所定の手数料を支払うものとします。

## 第9条 事故防止を目的とした本人確認

ポイントや特典のご利用ならびに再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

## 第10条 契約期間

1. J Aポイントサービスの契約期間は入会日から、最初に到来する3月31日までとし、ポイント会員または当J Aから特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
2. J Aポイントサービスの契約期間が満了した場合は、付与したポイントは失効し、特典に引き換えることもできません。

## 第11条 解約（退会）等

1. 本契約は、J Aポイント会員の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当J Aに対する解約の通知は当J A所定の書面によるものとします。また解約後ポイントは失効し、特典に引き換えることもできません。
2. 前項の規約にかかわらず、当J Aが必要と認める場合には、ポイント会員は即時に解約できない場合があります。
3. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当J Aはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。解約によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。
  - ① ポイント会員が当J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
  - ② ポイント会員に相続の開始があった場合
  - ③ ポイント会員が本規約や当J Aとの他の取引約定に違反した場合など、当J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
  - ④ 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当J Aにおいてポイント会員の所在が不明となった場合
  - ⑤ ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
4. J Aポイントサービスの契約はポイント会員お一人または1法人につき、各一契約とします。万一ポイント会員お一人または、1法人につき二契約あることが判明した場合、当J Aはその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。
5. 国内非居住者または国内に拠点がない法人についてはJ Aポイントサービスのご利用ができません。

## 第12条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づくポイント会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。ただし、家族会員へはポイントを譲渡することができます。ポイントを譲渡する場合は、最寄りのJ A各店舗にお申し出ください。

## 第13条 公租公課

1. 提供された商品等に課せられる公租公課は本人会員の負担とする。
2. 前項の公租公課に関する申告、納付等は本人会員の責任において行うものとし、当組合は何ら責任を負わないものとする。

## 第14条 免責事項

1. 当J Aが申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当J Aは一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当J Aの責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、会員特典及びポイントの取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当J Aは一切の責任を負いません。
3. 前二項において当J Aの責めに帰すべき事由がある場合、当J Aの予見可能性の有無にかかわらず、当J Aは一切の責任を負いません。ただし当J Aに故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。
4. ポイント会員が希望する会員特典及びポイントを当J Aが提供できない場合、当J A及び当J Aの提携先はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。
5. 会員特典及びポイントに関して、ポイント会員の有する苦情及びポイント会員の被った被害(例えばJ Aポイントサービスによる特典や提携先による特典を問わず、ポイント会員が受ける特典及びポイントが不適切であったことに関して、会員の有する苦情や被った被害)に対し、当J A及び当J Aの提携先はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。

#### **第15条 サービス内容の改廃及び規約の変更**

1. J Aポイントサービスの内容は当J Aの事情により変更することがあります。
2. J Aポイントサービス会員規約は、当J Aの事情により変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当J Aは一切の責任を負いません。
3. 前各項の改廃および変更については、J A所定のホームページ掲載、店頭掲示、郵送による通知、電子メールによる通知のいずれかの方法により告知いたします。

#### **第16条 準拠法・管轄**

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、広島地方裁判所を管轄裁判所とします。